

聖書：コリント人への手紙第一 7：10～16

説教題：結婚と離婚

日時：2022年6月12日（朝拝）

今、読んでいるコリント人への手紙第一の7章以降は、しばらくの間、コリント教会から届いた手紙に対してパウロが答えている部分となっています。7章1節は「さて、『男が女に触れないのは良いことだ』と、あなたがたが書いてきたことについてですが」と始まっていました。この1節に示されていたように、コリント教会のある人たちは、今や信者は性的関係を持たない方が良いのではないかと考えていたようです。その根底にあったのは魂に関することは尊ぶ一方、肉体に関することは低く見積もるという彼らの考え、また当時の異教文化の中にあった考えでした。より霊的な人は性的な事柄などからは脱却すべきではないかと。この考え方が、結婚関係を始め、色々な混乱を彼らにもたらしていたことは想像に難くありません。それなら結婚しないで独身でいる方が良いのではないか、あるいは結婚していても離婚する方が良いのではないか。そのような問いに対してパウロが答えています。

今回は結婚している夫婦は互いに性的義務を果たすべきこと、また人には独身という道があること、そしてそれぞれは神の賜物によるということが述べられました。それに続く今日の箇所では結婚した人々に向かっての言葉が語られます。ここには2種類の人々が出て来ます。一つは夫と妻の両方が信者の夫婦、もう一つは片方が信者で片方が未信者の夫婦です。まず10～11節は両方がクリスチャンの夫婦についてです。パウロは10節で「すでに結婚した人たちに命じます」と述べた後、「命じるのは私ではなく主です。妻は夫と別れてはいけません。」と言います。なぜパウロはこのような言い方をしたのでしょうか。この後の12節には「これを言うのは主ではなく私です」という表現が出て来ます。明らかにこの二つの言い方は対になっています。なぜパウロが10節で「命じるのは私ではなく主です」と言っているかと言えば、こちらについては主イエス様の明確な命令があるからです。マタイの福音書19章6節：「ですから、彼らはもはやふたりではなく一体なのです。そういうわけで、神が結び合わせたものを人が引き離してはなりません。」コリント人の夫婦の中には、離婚という道を選んで良いのか、積極的にそれを求めるべきかという議論があったのでしょうか。それは片方が性的義務を果たさないために生じていた問いかもしれませんし、結婚より独身の方が勝るとある人が考えていたことによるのかもしれませんが。それに対してパ

ウロは、主の言葉に基づき、きっぱりと「別れてはいけません」と言います。

さて後に触れますように、ここには例外規定が存在します。しかしパウロはここで離婚に関する包括的な講義をしようとしているわけではありません。「離婚する方が良いのか。パウロが良いと言え、そうしようか。」と考えていたコリント人に合わせて、パウロは「それは違います！」とはっきり語っているだけです。例外的なことを色々述べて、結局良く分からなくなることがないように、基本となることをコリント人がしっかり心に留めるようにと導いているわけです。

11 節は「もし別れたのなら」と続きます。現実にはこういう状況があったのでしょうか。その人についてパウロは「再婚せずにいるか、夫と和解するか、どちらかにしなさい」と言います。ある人はこれを読んで驚くかもしれません。キリスト教では離婚したら、もう再婚できないのかと。先に見たイエス様の教えに基づけば基本的にそうです。たとえ人間が勝手に離婚しても、神の前で結婚関係は継続しています。引き離してはならないものを人間が勝手に引き離しているだけです。そういう人の再婚は何を意味するのでしょうか。先ほどの続きであるマタイの福音書 19 章 9 節で主はこう言われました。「あなたがたに言います。だれでも、淫らな行い以外の理由で自分の妻を離縁し、別の女を妻とする者は、姦淫を犯すことになるのです。」 神の前では結婚状態が続いているのですから、他の人と結婚する人は神の前に姦淫を犯していることになるわけです。

しかし今読んだ御言葉に例外が示されていました。それは「淫らな行い」です。第 3 版までは「不貞」と訳されていました。もし伴侶が他の異性と姦淫を犯した場合、それは結婚の契約を破ったことを意味します。結婚関係はそこで壊されています。その場合、契約を破られた側について離婚は正当なものとして認められると主が言っておられます。もちろん相手を赦して離婚しない道を選択することも可ですが。また例外としてもう一つ、今日の 14 節で見るいわゆる「遺棄」があります。相手が自分を捨て去って行くことです。ウエストミンスター信仰告白第 24 章 6 節も、この「姦淫」と「遺棄」の二つのみを合法的な離婚の根拠として述べています。その人は再婚できます。また再婚について言えば伴侶が死んだ場合も可です。神の前でその結婚関係は終わっているからです。逆に言えば 11 節で、再婚せずにいなさいと言われたのは、相手がまだ生きているからです。

ですから離婚して再婚すること、もっと言えば再婚するために離婚することは認められません。世の中では新しく誰かを好きになると平気で今の人と離婚して再婚する人がいますが、それはまさに姦淫以外の何物でもありません。11 節最後に「また、夫は妻と離婚してはいけません」とありますが、以上述べて来たことは反対の側にある伴侶についても同様に当てはまるという意味です。

さて 12 節以降は、片方が信者で片方が信者ではない夫婦についてです。ここでパウロは「これを言うのは主ではなく私です」と言います。これはこのことについてイエス様が直接語った言葉がないからです。ですからこれは私の言葉だとパウロは言います。しかしだからと言って、これから述べる言葉には権威がないという意味ではありません。この章最後の 40 節でパウロは御霊によって語っていると述べていますし、他の手紙でも使徒としての自らの言葉は神的権威を持つと彼は述べています。ただ彼はこうして主の言葉は主の言葉として区別しているわけです。反対から言えば混ぜない。主が語っていない言葉をいつの間にか主の言葉だと言うことがないように、主の言葉は主の言葉として分けて保存した。これは注目に値することだと思います。

さてこの片方のみがクリスチャンである夫婦とはもう少し具体的にどういう人たちなのでしょう。この話の前提になっているのは、信者である側が離婚する方が良いのか、そうすべきなのかと問う状態にあるということです。ここから分かることは、この二人は結婚後に片方がクリスチャンになったというケースであるということです。信者が未信者と結婚したというケースではありません。ここでの信者は、相手が信者でないため、離婚すべきかどうか悩んでいます。もしクリスチャンとノンクリスチャンの結婚なら話はおかしくなります。それなら最初から結婚しなければ良かっただけです。自分でその道を選んでおきながら、相手が信仰を持っていないので離婚すべきだろうか悩むというのはナンセンスです。ですからこれは異邦人世界で生きて来た夫婦で、結婚後に片方が信仰を持った場合のことです。その人が離婚すべきかと考えたのも理解できます。それは信仰者の世界では信者と信者の結婚が通常の状態だからです。基本みんなそうだからです。また何より聖書が旧約時代からずっと、信仰の異なる者と結婚してはならないと述べています。そんな中、結婚後に信仰を持った夫婦の片方は、この結婚状態は正しくないのではないか。離婚する方が良いのではないか、と考えたのも頷けます。それに対してパウロはここでも「離婚してはいけませ

ん」と言います。信者でない方の者が一緒にいることを承知しているなら離婚してはいけない。13節では反対側からも述べられ、これは夫にも妻にも共通に当てはまる原則であることが述べられています。要するに信者の側から離婚を求めてはならないということです。

その理由が14節に述べられます。そこに「なぜなら、信者でない夫は妻によって聖なるものとされており、また、信者でない妻も信者である夫によって聖なるものとされているからです」とあります。「聖なるもの」という部分には印がついていて、欄外に別訳として「神に属する者」とあります。第3版までは「信者でない夫は妻によって聖められており」と訳されていました。夫婦の中で先に信者になった人は、信者でない人との結婚生活は自分を汚すのではないかと考えたようです。しかしパウロは逆に、信者でない方の者が聖とされる恵みにあずかると言います。これは16節から分かりますように「救われている」という意味ではありません。しかし他の人々とは区別されていると言われています。この夫婦は先に見た通り、もともと神を知らずに生活して来た夫婦でした。そこで一人が主に導かれて信仰を持ちました。主の御心は、それによってその夫婦や家庭を壊すということではありません。一人を信仰へ導くことによって、その伴侶も特別な恵みへと区別する・聖別するというのが神の方法です。14節後半に「そうでなかったら、あなたがたの子どもは汚れていることになりませんが、実際には聖なるものです」と続きます。注目すべきことは、これは自明のこととしてコリント人に語られていることです。信仰を持った家の子どもは、たとえ信者が片方の親だけであっても聖い。コリント人はこれを当然のこととして受け入れていました。ここからも分かることは、神の救いの方法は決して個人主義的なものではないということです。聖書のメッセージは、神は信仰を持った人とその子どもをご自身の民として扱うということです。アブラハムへの契約にそのことがはっきり示されています。そして実際的な意味で確かに主の恵みは注がれるでしょう。そうでない家庭よりはるかに神の恵みに近く接します。神を信じる信仰者がそこにいます。その信仰、祈り、御言葉、また色々な仕方で神を映し出す生活がそこにあります。そこには神がその家の子どもを、また伴侶を、他とは異なる恵みの内に取り分けているという現れがあります。

しかしここにも例外はあります。15節に「しかし、信者でないほうの者が離れて行くなら、離れて行かせなさい」とあります。自分から離婚してはなりません、相手

が自分を捨てて離れて行くなら止めようがありません。その場合、その人は縛られることはないと言われてています。

解釈が難しいのは 15 節後半から 16 節にかけての言葉です。実はここには正反対と思われる二つの解釈があります。一つは新改訳が示す解釈です。15 節後半を次のように解釈します。信者でない方の者が離れて行くなら、無理に追いかけるより、それを受け入れるべきである。神は平和を得させようとしてあなたを召されたのである。この場合の「平和」とは、離婚して伴侶との争いがなくなる状態を指します。そして 16 節では、たとえ相手を追い求めても、その伴侶を救えるとどうして分かるか。そうは必ずしも言えないのだから、固執せず離婚を受け入れよ。神の召しを受け入れよ。このように慰めているとする解釈です。これは言うならば悲観的な解釈です。

しかしこれと反対の希望に満ちた解釈があります。実は 15 節最後の文章の前に、原文には「しかし」と訳すべき言葉が入っています。15 節の前半でパウロは信者でない方の者が離れて行くケースについて語りましたが、その後で「しかし」という言葉を打ち込んで話を元に戻していると見る解釈です。信者でない方が離れて行く場合はあるが、しかしそうでない場合、その例外を除いては、あなたがたが平和に生きるようにと神は召しているという意味です。クリスチャンになったからと言って、その家庭を壊すような振る舞いはせず、すべての人との平和を追い求めなさいと他の箇所で行われているように、平和の内に歩むことへと神は召している。そして 16 節が言っていることは、その歩みを通して伴侶が救われるかもしれないということです。実はここの表現は、そういうニュアンスを持つ表現です。参考になるのはエステル記 4 章 14 節でモルデカイがエステルに「あなたがこの王国に来たのは、もしかすると、このような時のためかもしれない」と言って決断を促したあの有名な場面です。あそこの原文も直訳すれば「あなたがこの王国に来たのは、このような時のためかどうかを誰が分かるか」という表現になっています。取りようによっては、誰もそうとは言い切れないのだから、そのように考え過ぎるな！という否定的な意味に取ることも可能です。しかしあの場面はその逆です。モルデカイはエステルに「この時のためかもしれない！」と言って勇敢な行動を勧めています。それと同じです。今日の箇所もそのように、もしかするとあなたが夫を救うかもしれないとパウロが語っている可能性が十分にあります。あるいはヨナ書 3 章 9 節には、ニネベの人々がヨナの宣教を聞いて悔い改め、次のように語った言葉が記されています。「もしかすると、神が思い直してあ

われみ、その燃える怒りを収められ、私たちは滅びないですむかもしれない。」これも原文を直訳すると、「神が思い直して憐れみ、その燃える怒りを収めてくださるようになる」と誰が言えようか」となります。これも「誰が言えようか。誰も言えない。だからそう考えるべきではない」という悲観的な取り方をすることも可能です。しかし実際は、神は思い直してくれるかもしれない！という希望を抱いた言葉です。それと今日の箇所表現は同じです。

評価の高い注解書を参照すると、この後者の解釈に軍配を上げています。決め手は15節最後の文章の前に「しかし」という言葉があって、パウロは話を元に戻しているとするのが自然であること、またこの箇所全体は離婚する者への慰めではなく、結婚生活を続けることへの励ましを語ることに力点があるということです。ですから16節は、願っても救われないかもしれないからあきらめなさいという勧めであるよりは、結婚生活の先にはどんな可能性が開かれているかを語り、その結婚生活を励ましている部分と見るのがより適切であろうということです。

ですから私たちはこのように解釈する可能性が十分にあることを頭に入れて、この箇所を心に留めておくのが良いと思います。パウロのポイントは次回、より明らかになります。17節でパウロは「それぞれ神から召されたときのままの状態です」と言います。クリスチャンになったからと言って、突然これまでの立場を変えて、それによってより霊的な人になろうとするようなことはするなと言われます。信仰を持ったからと言って、すでに結婚している伴侶と別れるようなことをしてはならない。その状態であなたは神に召されたのだから、その状態で生きるように！とパウロは言います。これが7章を貫く基本メッセージです。今あるところに自分があるのは、神の召しがあるところからです。その場所で平和に生きること、その場所で福音に生きることへと神は召している。結婚後にクリスチャンになった人にとっての慰めは、神は自分に信仰をくださったことによって、その家族も特別な恵みへと取り分けくださっているということ。自らの子どもは当然のこと、自らの伴侶も、主はそう見えて、働いてくださっている。だから今の場所で主に従って歩むなら、子どもも、伴侶も、救われるかもしれない。必ずそうなるとは約束されていませんが、そこには大きな望みがあるとされています。この光の下で祈り、歩むように！というのが今日のメッセージですし、これに聞く者にとっての素晴らしい福音なのです。